

○養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十二号）新旧対照表（第三条関係）

改正案	現行
<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 雑則（第三十一条・第三十二条） 附則</p> <p>（基本方針） 第三条（略） 2・3（略） 4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>（非常災害対策） 第九条（略） 2・3（略） 4 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における入所者等の安全確保のための協力体制を確立するよう努めなければならない。</p> <p>5（略） （職員の配置）</p>	<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 雑則（第三十一条） 附則</p> <p>（基本方針） 第三条（略） 2・3（略） 4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行わなければならない。</p> <p>（非常災害対策） 第九条（略） 2・3（略） 4 養護老人ホームは、 主防災組織及び近隣住民 と連携し、地域の自 における入所者等の安全確保のための協力体制の確立 に努めなければならない。</p> <p>5（略） （職員の配置）</p>

第十三条 (略)

2 (略)

12 第一項第三号、第六号及び第七号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

- 一 養護老人ホーム 生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員

二 (略)

(勤務体制の確保等)

第二十三条 (略)

2 (略)

3 養護老人ホームは、職員に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。その際、当該養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じ

第十三条 (略)

2 (略)

12 第一項第三号、第六号及び第七号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

- 一 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員

二 (略)

(勤務体制の確保等)

第二十三条 (略)

2 (略)

3 養護老人ホームは、職員に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。

(新設)

なければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第二十三条の二 養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に**行い**、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待の防止)

第二十九条の二 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(電磁的記録)

第三十一条 養護老人ホーム及び職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる

(新設)

(新設)

(新設)

る。

(委任)

第三十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第三十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。